

## 中国独占禁止法の執行機関の統合について

2018年11月28日 14:00~16:00

講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 日本・米国 NY 州弁護士 矢上 浄子氏

### 1. 中国独占禁止法の概要

(1) 2007年8月30日制定・公布。2008年8月1日施行。

(2) 全8章の構成

第1章：総則	第5章：行政独占
第2章：独占的協定	第6章：調査
第3章：市場支配的地位の濫用	第7章：法的責任
第4章：事業者結合	第8章：付則

(3) ①基盤整備期（2008年～2011年）、②法執行活性期（2012年～2015年）、③法運用の定着・発展期（2015年～現在）と3期に分けて法執行展開をみることができる。

### 2. 執行機関の統合について

(1) 施行当初は、国务院独占禁止委員会の下、3つの執行機関による分担執行。（法9条、10条）すなわち、①商務部（MOFCOM）：事業者結合、②国家発展改革委員会（NDRC）：価格独占行為、③国家工商行政管理総局（SAIC）：非価格独占行為を所管していた。

(2) 3つの執行機関による分担執行のひずみが生じていた。

①価格独占行為と非価格独占行為の明確な区別が困難ゆえリネンシーをどちらに申請するかという問題がある。②NDRCとSAICのリネンシー制度の手続規定が異なる。例えば、前者はリネンシー第1位は任意的免除であり、違法所得没収も減免対象であるが、後者はリネンシー第1位は必要的免除であり、違法所得没収は減免対象外である。③NDRCとSAICそれぞれが公表した知財に関する独禁法ガイドライン案はその内容（セーフハーバー基準を含む）が異なる。

(3) 2018年3月、全人代において国务院機構改革方案が採択され、SAICを廃止して国家市場監督管理総局（SAMR）が新設されることになった。

(4) SAMRへ統合される独占執行機関の実務的対応は2018年末までに完了見込。統一的な独占禁止法に関する各種ガイドライン（知財、自動車分野、リネンシー手続、確約手続）も近日中に公布予定。

(5) 独占禁止法自体も改正予定（時期未定）

### 3. 行為類型ごとの最新プラクティス紹介

#### (1) 水平的独占協定(法 13 条)その 1 : 直近の価格カルテル事例

時期	当局	当事者・概要・結果
2014/8/20	NDRC	日系自動車部品メーカー8社による価格カルテル A:免除、B(4%):1億5056万元、C(6%):2億4108万元、D(6%):3456万元、E(6%):2億9040万元、F(8%):2976万元、G(8%):4488万元、H(8%):4072万元
2014/8/20	NDRC	日系軸受メーカーによる価格カルテル。制裁金はI:免除、J(4%):1億7492万元、K(6%):1億1916万元、L(8%):1億936万元
2015/12	NDRC	自動車専用船の運賃カルテル。制裁金は、日系A:免除、日系B(4%):2398万元、CCNI(4%):120万元、Eastern Car Line(5%):1126.8万元、CSAV(6%):308万元、日系C(7%):3812万元、WWL(8%):4506万元、Eukor Car Carriers(9%):2億8400万元
2017/3	吉林省 物価局	中国通信会社2社によるブロードバンド接続製品費用の価格カルテル。制裁金はそれぞれ売上高の5%で合計2.8万元。
2017/7	浙江省 物価局	製紙業界団体及び製紙業者17社によるロール白板紙の価格カルテル。制裁金はそれぞれの売上高の1%で合計778万元。業界団体に対して登録取消処分。
2017/9/25	NDRC	内モンゴル事業者18社によるPVCの価格カルテル。制裁金は其々の売上高の1~2%で合計4億5735万元(国内企業の価格カルテル事案としては過去最高額)。

#### (2) 水平的独占協定その2 (法 13 条): 非価格カルテル

市場分割事案が非常に多い。生産数量調整、共同ボイコットも数件ある。  
中国国内企業に対する処分事案が殆どである。

#### (3) 垂直的独占協定 (法 14 条)

時期	当局	当事者・概要・結果
2016/12	NDRC	メドトロニック上海による医療機器の再販売価格拘束。制裁金は売上高の4%で1.2億元。
2016/12	上海市 物価局	上汽GM自動車販売による再販売価格拘束。制裁金は売上高の4%で約2億元。
2017/3	遼寧省 物価局	チャイナユニコムによるブロードバンド製品に係る再販売価格拘束。支配的地位の濫用(固定電話・ブロードバンドの抱合せ)もあり。 制裁金は売上高の1%で約67万元。

#### (4) 支配的地位の濫用 (行為類型は法 17 条、市場シェアによる推定規定は法 19 条)

時期	当局	当事者・概要・結果
2015/2	NDRC	クアルコムによる特許ライセンスの濫用行為(拘束条件付取引、抱合せ、不当に高額なライセンス料)。制裁金として売上高の8%で約60.88億元。

2016/5	吉林省 物価局	吉化集団情報インターネット技術有限公司によるブロードバンドサービスと固定電話サービスの抱合せ。8地域での市場支配的地位が認定される。制裁金は、8地域での売上高の5%で約53万元。
2016/11	SAIC	テトラパック社の中国国内外関連企業6社に対する濫用行為（設備とサービス・材料の抱合せ、サプライヤーと競合企業との取引制限）。制裁金は売上高の7%で6億6700万元。

支配的地位濫用に関しては中国国内企業に対するものがほとんどであり、2013年から既に40件近い事例がある。外国企業に対するものは価格関連のクアルコム事件と非価格関連のテトラパック事件のみ。調査事案の1/3は自主的な是正措置を前提に処分を行わず終了している。

(5)【参考】制裁金に関する計算方法（今後公布予定のガイドラインにより内容変更可能性あり）

①「前年度売上高」:

- (i) 調査開始の前年度又は違反終了時の前年度であって、
- (ii) 中国での関連商品・役務の売上高を指す。

但し、違反事業者の全売上高が著しく大きいとか、中国国内売上高が少ないなどの場合は全世界売上高を超えない範囲で適宜関連売上高を算定する。

②基本制裁金率:

行為類型		基本制裁金率
水平的独占協定	価格カルテル	3%
	生産・販売数量カルテル、市場分割カルテル	3%
	技術開発制限、共同取引拒絶	2%
垂直的独占協定	再販売価格拘束	1%
市場支配的地位濫用	法令等に基づき市場支配的地位を取得	3%
	市場競争により市場支配的地位を取得	2%

③違反行為期間による調整:

基本期間は1年。継続期間は1年延長するごとに1%増加(0.5%刻み)。

④諸要素による調整:

加重	主導的役割の場合、複数の独占協定を行った場合、国又は法令による公共事務管理機能がある場合	プラス1%
	停止命令後も継続した場合	プラス0.5%
軽減	他の事業者や国又は法令による公共事務管理機能がある会社からの脅迫による場合、調査協力により功績があった場合、マイナスの影響を除去した場合	マイナス1%
	マイナスの影響を軽減した場合、証拠を提供した場合	マイナス0.5%

(6) 事業者結合 (法 27 条、法 28 条)

①売上基準：

(i) 結合事業者の全世界売上高合計 100 億元超、又は結合事業者の中国国内売上高合計 20 億元超

(ii) 結合事業者のうち少なくとも 2 事業者の中国国内売上高がいずれも 4 億元超

②タイムライン：

(i) 1 次審査は 30 日、2 次審査は 90 日プラス 60 日

(ii) 資料準備期間を含め全体で 4 か月から 7 か月を見込む必要がある。

③簡易審査制度：

審査長期化の批判に応じて 2014 年 2 月から簡易審査制度が導入された。水平的結合ならば合計 15%未満、その他の結合なら 25%未満というシェア基準がある。但し信頼し得る第三者によるシェア認定が必要であり費用がかかる場合もある。現在、結合審査全体の 3/4 は簡易審査案件である。

④結合禁止・条件付承認事案：

2008 年から現在まで結合禁止となった事案は 2009/3/18 のコカコーラによる匯源果汁買収と 2014/6/17 の海運 3 社による P3 ネットワーク結成の 2 件のみ。

⑤問題解消措置：

これまでの問題解消措置は、構造的な措置が 15 件、行動的な措置が 27 件。2015/11 の NXP によるリースケール買収においてはファンドである北京建広に一部事業の分離売却が命じられた。2017/11 のアドバンスセミコンダクターによる SPIL 買収においては買収対象事業の一部を紫光集団が取得したのちに結合が承認された。

⑥届出義務違反への処分：

違反に対する処罰が頻繁に行われている。例) マイクロソフトと百視通新媒体による JV 設立、新誉集団とボンバルディアによる JV 設立、北京北車と日立製作所による JV 設立、キャノンによる東芝メディカル買収など。

#### 4. 調査対応の実務

(1) リニエンシー欠格事由として、違反行為の継続、当局調査への協力懈怠、証拠隠滅・虚偽情報の提供、リニエンシー申請事実の開示禁止があるので十分注意が必要。

(2) リニエンシー申請は、口頭報告可、弁護士同席可。

以上